

## 神戸市立幼稚園園庭開放事業(幼児のひろば)要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市立幼稚園園庭開放事業(幼児のひろば)(以下「園庭開放」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 園庭開放は、社会教育事業の一環として、神戸市立幼稚園の園庭を幼稚園教育活動に支障のない範囲において開放することにより、安全な遊び場を確保し、幼児の健全育成と地域コミュニティの形成及び生涯学習の振興を図ることを目的とする。

### (施設)

第3条 園庭開放を実施する幼稚園(以下「開放園」という。)は、教育長が定める。

2 園庭開放の期間・曜日・時間等については、別表第1に定める。

### (企画及び運営の委託)

第4条 園庭開放の企画及び運営等については、在園児の保護者及び地域団体の代表者等で組織する幼児のひろば運営委員会(以下「運営委員会」という。)に委託する。

2 運営委員会は、契約後速やかに教育長に対し、利用計画等を提出するものとする。

3 委託料は、別表第2のとおりとする。

### (指導員)

第5条 開放園には、指導員を置く。

2 指導員は、開放施設の管理、利用者に対する安全指導等を行う。

3 指導員は、満18歳以上(高校生を除く。)の者とする。

### (委託料の精算)

第6条 運営委員会は、当該年度の事業終了後、委託料を速やかに精算し、市長に報告しなければならない。

### (開放利用者)

第7条 開放園を利用できる者は、次のとおりとする。

(1) 在園児

(2) 地域の幼児

(3) 地域の小学校2年生までの児童

### (利用の禁止)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を禁止する。

(1) 営利を目的とした利用と認められるとき

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき

(3) その他幼稚園教育や施設の管理・運営上支障があると認められるとき

### (事故の責任)

第9条 園庭開放中に発生した事故については、施設又は設備の不備に基づくものを除き、すべて利用者の責任とする。

### (利用者の賠償責任)

第10条 利用者は、園庭開放中に施設又は設備を破損若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

### (施行細目の委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が決定する。

- 附 則  
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 29 年 6 月 9 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、令和 5 年 3 月 13 日に施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則  
この要綱は、令和 7 年 1 月 31 日に施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1

| 期間 | 曜日等                         | 時間              |
|----|-----------------------------|-----------------|
| 通年 | 月曜日から金曜日（祝日を除く）<br>利用計画のとおり | 放課後<br>利用計画のとおり |

別表第 2（委託料）

（単位：円）

| 委 託 料 等 項 目     |    | 金 額                                  |
|-----------------|----|--------------------------------------|
| 園庭開放 運営費        | 年額 | 20,000                               |
| 園庭開放 指導員日当（限度額） | 年額 | 128,000                              |
|                 | 単価 | （指導員の出務人数に関わらず）<br>1 回実施につき<br>1,600 |

※委託料等の金額については、消費税等を含む